

## 協会組織・機能のあり方について 〔基本的な考え方〕

平成 16 年 4 月 16 日  
日本証券業協会

### 【本協会を取り巻く環境】

- 投資家からの信頼確保や行政との役割分担の明確化（検査の重複回避等）等自主規制に課せられた役割の重要性が一段と増すなかで、本協会の自主規制機能について、公正・中立な運営がこれまで以上に求められている。
- 業界活動部門においては、多様な業態を形成する会員の意見を十分に吸収し、それらを意思決定に適切に反映させる仕組みが求められており、本協会の業界活動機能を一層強化していくことが期待されている。

### 【新体制のガバナンス構造】

#### 1. 同一法人内別組織化

- 上記の環境を踏まえ、協会機能のあり方に関して、自主規制機能と業界活動機能について、別法人、親子・兄弟法人、同一法人内別組織の三案が考えられるが、そのうち、以下の理由から、本協会の中で両機能を併せ持つ、同一法人内別組織を選択し、それぞれを独立的に運営することとする。
  - (1) 両機能は相互に密接に関連し、補完し合っており、同一法人内に併せ持つ必要がある。
  - (2) 自主規制は、市場仲介者の信頼を高めるため、証券業務の実態に照らし、業界としてその役割を果たすものであり、自主規制機能と業界活動機能は同一法人内で行うことが望ましい。

- (3) 両機能を別法人とする際の二重のコスト負担を回避する観点からも、同一法人内に両機能を置くべきである。
- (4) 本協会内に両機能を置くことにより、両機能がそれぞれの視点に応じた考え方を尊重し、対応することが可能となり、双方にとって良い効果をもたらすことになる。
- (5) 上記の他、同一法人内別組織とし、両機能を独立的に運営することにより、自主規制及び業界活動の間に起こり得る利益相反の問題も防止することができ、公正性・中立性が確保されることになる。

## 2. 理事会の権限と構成

- 自主規制機能と業界活動機能の両機能が、本協会内で独立的に運営されるためには、理事会を「予算・決算、会費、組織、両部門の基本方針等専決事項の決議を行い、協会運営全体を監督する機関」と位置づけたうえで、理事会の委任を受けて、両部門の意思決定機構がそれぞれ所管する通常業務の決議を行うガバナンス体制を構築する。
- 理事会は、協会運営全体に係る専決事項の決議と協会運営全体の監督機能を担う機関として位置づけ、効率的・効果的な意思決定を図るため、よりコンパクトな構成とし、公正性・中立性が担保でき、対外的にみて納得性の高いガバナンス体制を構築する。

## 3. 自主規制会議の権限と構成

- 自主規制部門の意思決定機構として、自主規制会議を設置し、自主規制会議は、理事会の委任を受けて、自主規制に係る通常業務の決議を行い、理事会に報告する。
- 自主規制会議は、公正性・中立性を担保するため、公益委員を入れた構成とするとともに、業態ごとの実態を反映し、会員間のバランスを考慮した構成とする。

#### 4 . 証券戦略会議の権限と構成

- 業界活動部門の意思決定機構として、証券戦略会議を設置し、証券戦略会議は、理事会の委任を受けて、証券戦略に係る通常業務の決議を行い、理事会に報告する。
- 証券戦略会議は、業態ごとの実態を反映し、地方会員を含む会員間のバランスを考慮した構成とし、多様な業態を形成する会員や地区会員の意見を十分に吸収し、それらの意見を証券戦略会議に反映させるため、証券戦略部門に評議会を形成する。

#### 【その他】

##### 1 . 財務・予算の透明性の確保

- 予算・決算等協会全体の組織運営に係る事項の審議は、両部門に対して公正・中立な位置づけとするため、理事会の下に、協会員によって構成する総務委員会を設置し、同委員会がこれを行うこととする。また総務委員会の下部機構に財務分科会を設置し、予算配分や会費等の決定に協会員の意見を幅広く反映させ、財務・予算の透明性の確保を図ることとする。

##### 2 . 市場管理部門の暫定措置

- 市場管理部門については、ジャスダックの取引所化に向けて、本協会から独立する方向で作業が進められており、その間は暫定的に自主規制部門において、市場管理を行うこととする。

以 上

## 日本証券業協会理事会等の構成

平成 16 年 4 月 16 日

## 理事会 (10名以内)

・公益理事	3名
・会員理事	3名
・特別会員理事	1名
・常任理事	3名

(注) 公益理事は「証券業と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者」から選任する。

## 自主規制会議 (11名程度)

・公益委員(うち1名は自主規制会議議長)	4名
・会員委員	4名
・特別会員委員	1名
・会長	1名
・自主規制部門執行責任者(事務局責任者)	1名

## 証券戦略会議 (15名程度)

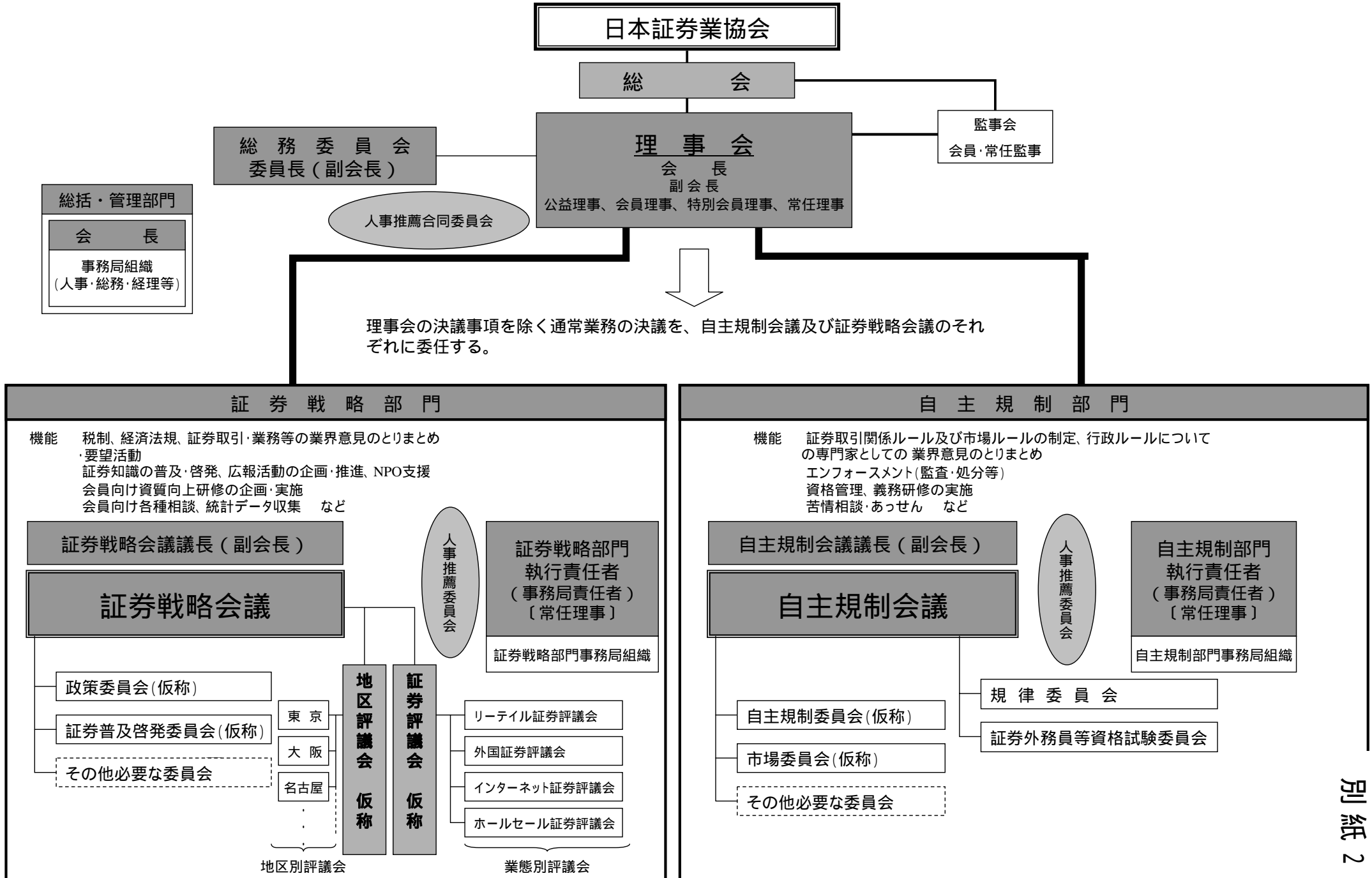
・会員委員(うち1名は証券戦略会議議長)	12名
・証券評議会議長	1名
・地区評議会議長	1名
・会長	} 1~2名
・証券戦略部門執行責任者(事務局責任者)	

## 総務委員会 (11名以内)

・会員委員(うち1名は総務委員会委員長)	10名
・特別会員委員	1名

以上

# 協会組織・機能のあり方（全体イメージ図）



- 市場機能を中核とする金融システムに向けて -  
金融審議会金融分科会第一部会報告（平成15年12月24日）より抜粋

(2) 市場監視体制  
行政の体制

～省略～

自主規制

市場の実情に精通している者が、臨機応変に自らを律していくことにより、投資家からの信頼を確保するという自主規制の理念については、何人も異論はないものと思われる。しかし、現実には理念どおりに機能していないとの指摘もある。株式会社化して営利追求する証券取引所や業界団体でもある証券業協会に有効な規制が可能かという疑問や、行政と、各証券取引所、証券業協会、日本銀行など公的主体の検査業務に重複が多いことへの批判には、真摯に対応すべきである。

まず、自主規制業務の遂行体制としては、他の業務から独立して行われるよう担保すべきである。そのために、資本関係のない別法人とするか、親子・兄弟法人とするか、同一法人内の別組織とするかは、自主規制の現場の品質管理といった側面も踏まえて検討される必要がある。有効な体制を実現するために制度的な手当が必要であれば、選択肢が用意されることが望ましい。いずれにせよ、自主規制業務の独立した遂行体制を確立することは、広報活動や政策提言など、業界団体としての活動を制約なく行っていく上でも有益であることを銘記すべきである。

また、検査については、行政の体制一元化を契機に、行政と自主規制機関及び自主規制機関相互での主たる役割分担を見直すべきである。例えば、証券業協会が財務や内部管理体制、証券取引所が取引関連を一義的に分担し、行政がその結果をチェックするとともに、法令違反やシステミック・リスクなどを中心に検査するといった役割分担の姿も考えられよう。今後、自主規制機関の検査体制が充実

すれば、行政検査は、その検証にとどめることも可能になろう。また、各主体間で、可能な検査方法の統一や合同検査の実施など、実務上の工夫を重ねることにより、市場監視体制全体としての効率性を確保していくことが望ましい。さらに、行政も含めた個々の検査官の資質や能力は、市場監視を実効あらしめる上で極めて重要な要素であり、その向上に向けた不断の努力が払われるべきである。